

地域計画

策定年月日	令和6年4月12日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	大清水 (大清水町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	24.1 ha
② 田の面積	24.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.8 ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・水田地帯であり、平均区画面積は30a。圃場整備事業は昭和60年に完了。
- ・平成10年に転作営農組合を作業受託型の営農組合に改編、平成19年に協業経営型の特定農業団体に移行し、平成24年に法人化。
- ・すでに地区内農用地面積の90.7%が担い手(集落営農法人)に集積・集約化できている。
- ・法人役員の高齢化もあり後継者の育成が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻は灌水直播、小麦は小明渠作業同時浅耕播種、大豆は小明渠作業同時浅耕播種および無中耕無培土の効率的技術を取り入れています。水稻→水稻→小麦・大豆の3年4作から水稻→小麦・大豆の2年3作に栽培形態を変更し、小麦・大豆の栽培面積を増やすことで収益増加を目指します。環境負荷低減事業活動計画認定者(グリーンファーマー)として有機質資材の施用・化学肥料の施用減少に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

「大清水町の田園を守るために、皆で力を合わせ明るく楽しい集落営農を目指そう」の方針を農地所有者全員で合意形成できており、他所農業事業者に漏れることなく中心経営体に集積します。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	90.8 %	将来の目標とする集積率	90.8 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手(集落営農法人)が利用する農地は、一部飛び地を除くほぼすべてが1つの団地で集団化(集約化)できている。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

自作されている農業者も担い手(集落営農法人)の出資者であり、高齢等で離農する際には家庭菜園をされている狭い農地やイチジクをハウス栽培している農地以外は、全て担い手(集落営農法人)に集約化する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

平成26年に農地中間管理機構を活用し、84筆18.5haを集積しています。以後2軒の高齢・病気による離農者については相対で利用権の設定をした。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上を図るため、農地の畦畔撤去レーザーレベラーによる大区画化し、およびほ場整備事業は完了して40年近く経過しているため用水路改修の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

現状では、担い手(集落営農法人)が機能しており、新たな経営体は必要ない。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

現状では、担い手(集落営農法人)が他地域の農業支援サービス(大豆の収穫作業)を受託している状況であり農作業の受託は必要ない。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②環境負荷低減事業活動計画に基づき、有機質資材の施用・化学肥料の施用減少に取り組む。
③直進アシスト湛水播種機、直進アシストトラクター、収量コンバイン、GPSナビキャスターを導入する。
⑦用水路改修の基盤整備に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	○○○	水稻・小麦・大豆	22.2 ha	ha	水稻・小麦・大豆	22.2 ha	ha	赤	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		22.2 ha	0 ha		22.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、

経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、直営内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「計画同意合意」欄には、同意合意を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。